

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働七〇)

〔告 示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(財務一六一―一六七)

○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示(同一六八―一七〇)

〔公 告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し

関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

東日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了、土地家屋調査士名簿登録等関係

地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

一三
一四
一六

省

令

○厚生労働省令第七十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百七条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第百五十五条、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二百条、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百六十六条及び船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第四十七条第一項第六号の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月十二日

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

厚生労働大臣 長妻 昭

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

(国民健康保険法施行規則の一部改正)
 第三条 国民健康保険法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。
 第四十七条第一項中「様式第七」を「様式第七号」とし、「係る様式第七の二」を「係る様式第七号の二」とし、「様式第七又は様式第七の二」を「様式第七号又は様式第七号の二」に改め、同条第二項中「係る様式第七又は様式第七の二」を「係る様式第七号又は様式第七号の二」に、「様式第七又は様式第七の二」を「様式第七号若しくは様式第七号の二」に改める。
 様式第一号(裏面)及び備考を次のように改める。
 (裏面)

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。
 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄〕

署名年月日： 年 月 日
 本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

備考

- プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
- 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 一部負担金の割合を減じている保険者については、表面に「一部負担金の割合」欄を設け、その一部負担割合を表示する。
- 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。
- 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - 被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。
 - 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ず被保険者証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は被保険者証に高齢受給者証を添えて)窓口で提出すること。
 - 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)の2割であること。また、70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合は、高齢受給者証に示す割合であること。
 - 被保険者の資格を喪失したとき又は退職被保険者若しくはその被扶養者となったときには、直ちに被保険者証を市町村(組合)に返還すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること(保険者が国民健康保険組合であるときは、添付を要しないこと。)
 - 被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出ること。
 - 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、速やかに、市町村(組合)に提出して、検認又は更新を受けること。
 - 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - 特別の事情がないのに保険料(税)を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料(税)を滞納している場合、被保険者証を返還していただくこと。

様式第一号の三(裏面)及び備考を次のように改める。
 (裏面)

注意事項

- この証で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。
- 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。
 《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄〕

署名年月日： 年 月 日
 本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

備考

- 大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。
- 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - 滞納している保険料(税)を納付したときは、被保険者証が交付されること。
 - 災害等の特別な事情が生じたときや、障害者自立支援法の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったときは、速やかに申し出ること。
 - 被保険者の資格を喪失したときは、直ちに、被保険者資格証明書を市町村(組合)に返還すること。また、転出の届出をする際には、被保険者資格証明書を添えること(保険者が国民健康保険組合であるときは、添付を要しないこと。)
 - 被保険者資格証明書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者資格証明書を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出ること。
 - 有効期限を経過したときは、被保険者資格証明書をを使用することはできないため、速やかに、市町村(組合)に提出して、検認又は更新を受けること。
 - 不正に被保険者資格証明書をを使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

様式第七号（裏面）及び備考を次のように改める。
（裏面）

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）：

家族署名（自筆）：

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 一部負担金の割合を減じている保険者については、表面に「一部負担金の割合」欄を設け、その一部負担割合を表示する。
 4. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。
 6. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。
 - (2) 被保険者の資格を喪失したとき又は65歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）に至ったときには、直ちに被保険者証を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること（保険者が国民健康保険組合であるときは、添付を要しないこと。）。
 - (3) 被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出ること。
 - (4) 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、速やかに、市町村（組合）に提出して、検認又は更新を受けること。
 - (5) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (6) 特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、被保険者証を返還していただくこと。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料（税）を滞納している場合、被保険者証を返還していただくこと。

様式第七号のII（裏面）及び備考を次のように改める。
（裏面）

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： 〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）：

家族署名（自筆）：

- 備考
1. プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
 2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
 3. 一部負担金の割合を減じている保険者については、表面に「一部負担金の割合」欄を設け、その一部負担割合を表示する。
 4. 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。
 5. 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。
 6. 被保険者等に次に掲げる事項を周知するものとする。
 - (1) 被保険者証の交付を受けたときは、大切に保管すること。
 - (2) 診療を受けるときに支払う金額は、義務教育就学前（6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで）の場合は、保険診療の費用（入院時の食事療養に要する費用を除く。）の2割であること。
 - (3) 被保険者の資格を喪失したとき又は65歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）に至ったときには、直ちに被保険者証を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、被保険者証を添えること（保険者が国民健康保険組合であるときは、添付を要しないこと。）。
 - (4) 被保険者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被保険者証を添えて、市町村（組合）にその旨を届け出ること。
 - (5) 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、速やかに、市町村（組合）に提出して、検認又は更新を受けること。
 - (6) 不正に被保険者証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。
 - (7) 特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、被保険者証を返還していただくこと。また、特別の事情がないのに納期限から1年間経過しても保険料（税）を滞納している場合、被保険者証を返還していただくこと。

様式第三号 (裏面) 及び備考を次のように定める。

(裏面)

- 注意事項
- この証で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。
 - 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。
- 備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【臓器：心臓・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・胆嚢】

【特記欄：】

署名年月日： 年 月 日

本人署名 (白筆) :

家族署名 (白筆) :

備考

- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 必要があるときは、各種の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所定の調整を加えることができること。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。
- 被保険者等に次に掲げる事項を周知すること。
 - 潜納している保険料を納付したとき、被保険者証が交付されること。
 - 災害等の特別な事情が生じたとき、障害者自立支援法の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったときは、速やかに申し出ること。
 - 被保険者の資格を喪失したときは、直ちに、後期高齢者医療被保険者資格証明書を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、後期高齢者医療被保険者資格証明書を添えること。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、後期高齢者医療被保険者資格証明書を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。
- 有効期限を経過したときは、後期高齢者医療被保険者資格証明書を使用することはできないため、速やかに、市町村に提出して、後期高齢者医療広域連合の換認又は更新を受けること。
- 不正に後期高齢者医療被保険者資格証明書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。ただし、第二条(様式第一号(裏面)及び備考並びに様式第一号(2)(裏面)及び備考の改正規定を除く。)の規定は、公布の日から施行する。

(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

(船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則(次項において「旧船保規則」という。)様式第一号による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則(次項において「新船保規則」という。)様式第一号によるものとみなす。

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に交付されている旧船保規則様式第四号による船員保険継続療養受療証明書は、当分の間、新船保規則様式第四号によるものとみなす。

(国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

第五条 第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

告示

〇財務省告示第六十一号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五條第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年五月十二日

財務大臣 菅 直人

一 名称及び記号 利付国庫債券(二年)(第二百九十一回)

二 発行の根拠 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第四十六条第一項

三 振替法の適用 振替、株式等の振替に関する法律(平成十二年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札(以下「価格競争入札」という。)による発行(以下「価格競争入札発行」という。)

五 募入決定の方法 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

あつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行(以下「非競争入札発行」という。)

あつて、財務大臣が各市場市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行(以下「国債市場特別参加者・第一非価格競争入札発行」という。)

あつて、各申込みの応募額を案分により割り当てる。

あつて、各市場市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。